

令和6年

健康福祉委員会

9月13日

豊明市議会

健康福祉委員会会議録

令和6年9月13日

午前10時00分 開会

午前10時55分 閉会

1. 出席委員

委員長	ふじえ 真理子	副委員長	青 木 けんじ
委員	浅 井 たかお	委員	近 藤 ひろひで
委員	三 浦 桂 司	委員	一 色 美智子
委員	堀 内 ち ほ		
議長	毛 受 明 宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加 藤 健 治	議事課長	深 草 広 治
議事課長補佐 兼議事担当係長	寺 島 慎 二	庶務担当係長	福 田 悦 子

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	小 浮 正 典	副 市 長	土 屋 正 典
健康福祉部長	中 村 泰 正	地域福祉課長	小野寺 良 夫
長 寿 課 長	塚 本 由 佳	健康推進課長	川 原 静 恵
保険医療課長	近 藤 有 紀子	子育て支援課長	松 村 清 子

5. 傍聴議員

鈴 木 智 和	中 堀 りゅういち	こんどう のぶお	いとう ひろし
服 部 龍 一	武 谷 としお	郷右近 修	林 ゆきひろ
清 水 義 昭			

6. 傍聴者

1 名

午前10時開会

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） おはようございます。

定刻に御参集いただきありがとうございます。ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の健康福祉委員会に付託されました案件は、8つの議案でございます。慎重な審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

議長。

○議長（毛受明宏議員） おはようございます。

本日の健康福祉委員会は8つの議案と1つの陳情になりますので、慎重審査よろしくお願いいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときにも、意思表

示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第55号 豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

近藤保険医療課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） それでは、議案第55号 豊明市条例手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、生活保護法の改正により用語を改める必要があるからです。

それでは、改正内容の説明をいたしますので、2枚目を御覧ください。

別表第2中の進学準備給付金を進学就職準備給付金に改めます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これは国が、子ども、これ、地域福祉課でなくて、生活保護ですよ、これ。地域福祉課が出すと思うんですけども、なぜ保険医療課がこれ、議案を出すのかちょっと分からないので、そのところ、説明お願いします。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 今回の改正の別表第2でございしますが、庁内連携事務、特定個人情報の独自利用に関する庁内連携事務に定めたものとなります。その中の6という項目がございしますが、こども医療支給に関する事務にあつてということになっておりますので、保険医療課所管事務となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 今の三浦委員の質問で少し分かってきたんですけど、ここで質問していいものかどうかちょっと難しいんですけど、駄目だったらほかのところで質問してください。

さいと教えてください。

生活保護の改正後、どこが変わるのか、進学就職準備給付金の内容について教えてください。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 生活保護の中で、お子様が新生活を立ち上げのための支援というものがございます。今回、進学準備給付金から進学就職準備給付金にということで、就職に関しての新生活の立ち上げについても制度が拡大されたものでございます。以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 次の質問もちょっと、また違っていたら教えてください。

生活保護を受けている世帯の中で、高齢者だけの世帯の割合は分かりますでしょうか。

（関係ないの声あり）

○浅井たかお委員 やっぱりそうですね。分かりました。失礼しました。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） よろしいですか。ほかに質問を変えて。

ほかに。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 これに該当する対象者の人数と金額が分かれば教えてください。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 対象者は、非常に生活保護の世帯で進学するようなお子さんがいる世帯になりますので、ちょっと手元に資料ございませんが、支給額につきましては、自宅外に転居する場合は30万、自宅の場合は10万円ということで、過去の実績といたしましては、令和5年度に1件あったのみでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 今ちょっと聞き取れなかったもので、もう一度教えてください。今、何件でした。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 令和5年度に1件、30万の案件でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第55号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第57号 豊明市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について理事者の説明を求めます。

松村子育て支援課長。

○子育て支援課長（松村清子君） それでは、議案第57号 豊明市遺児手当支給条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、児童扶養手当法において所得制限限度額の引上げ等の一部改正がなされ、本年11月1日に施行予定のため、同法の規定を準用する市遺児手当支給条例について、所要の改正を行う必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、第3条で定めている支給要件につきまして、児童扶養手当法施行令を準用する形で、第4項に1号から3号を設けて所得制限限度額に関する事項を規定し、また、児童扶養手当法を準用する形で、第5項に所得の範囲及び計算方法を規定するものでございます。

なお、附則として、この条例は令和6年11月1日から施行いたします。

以上で説明終わります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これ、今説明あったように、国が児童扶養手当の所得制限を引き上げたんで、市のほうも児童扶養手当に、準用するんですか、準用する遺児手当の改正するとい

うものですね、これ。ということで、何世帯の何名が対象となりますか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） この改正により、手当が新たに支給されるようになる方でございますが、転出入によりこの後変わる可能性はございますが、現時点で把握しておりますのが9世帯10人となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 扶養手当というのは所得制限があるんですよね、扶養手当。所得制限、これは遺児手当というのは、ちょっとこのホームページに載っているんですけども、受給できる人の条件というのはどういう人が受給できるんですかね。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 児童扶養手当を受給されている方がまず対象となるんですけども、児童扶養手当につきましては、公的年金をもらっている方は、その年金額が児童扶養手当の手当額を上回る場合は支給されない形になっておりますので、その点では市の遺児手当のほうは公的年金の受給していることに関わらず支給していますので、少し対象が多い形になっております。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これ、豊明市独自の遺児手当を支給していると思いますけども、幾らでしたかね。遺児手当、遺児手当。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） お子さん1人につき月2,500円です。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 今回の改正で、児童扶養手当法の所得制限の限度額はどれだけ引き上げられますでしょうか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 16万円、ごめんなさい、もう一度説明させてください。

今、すいません、浅井委員がおっしゃったのは、制限限度額がどれぐらい引き上げられるかという御質問でよかったですか。すいません。

例えば、親一人子一人の家庭においては、年間230万円の所得がある場合は支給対象外となっております。11月1日からはその限度額が年間246万円に引き上げられますので、16万円引き上げられるという形になります。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 浅井委員。

○浅井たかお委員 16万円引き上げるということで今御説明ありましたが、新たにその遺児手当の支給対象となる父子・母子世帯がどれぐらい対象になるか、見込んでおられるでしょうか、分かれば教えてください。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 先ほども三浦委員のときに御説明させていただきましたが、現時点では9世帯10人を見込んでおります。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 附則として、11月1日から施行するため、この9月議会に議案上程されたと思いますけども、次ページの参考資料とか、4の（1）の前年度の所得、父または母の1月から10月までを前々年度の所得とすると書かれておりますけども、1月、10月って書いてありますが、11月、12月はどうなるか、ちょっとこの部分をもう少し詳しく説明をお願いしたいと思いますけども。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 11月分の支給に関しましては前年の所得で見ます。ちょっと児童扶養手当法の中で、前年の所得により支給、不支給の決定をするというふうにはあるんですけども、前年の所得によりその年の11月から翌年10月までの支給・不支給を決定するとなっておりますので、現実的には1月から10月の支給分は前々年の所得になります。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 今回の条例改正で市としてどれくらいの負担が増える見込みでしょうか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 市の負担ですね。

答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 10万円ほどの予算増を見込んでおります。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 所得制限限度額を引き上げることで、これまでぎりぎり遺児手当の支給対象から漏れていた世帯に手当が届くということになると考えて、賛成します。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第57号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第59号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で近藤保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 この条例改正で、何についての罰則が変わったのでしょうか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） もう一度。

○浅井たかお委員 この条例改正で何について、罰則が減ったと思うんですけど、どういったものが変わったんでしょうか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 改正の内容ですね。

答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 今回の改正につきましては、国民健康保険法の第9条の5項から8項が削除になったことに伴いまして、9項が5項に変わったものに伴うものでございます。

改正内容といたしましては、罰則規定のみとなっております。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 堀内委員。

○堀内ちほ委員 ちょっとこれ確認なんですけど、これは法が変わっただけで、罰則規定に関することが何かあったとしても、豊明市のマイナの運用には関係ないという認識でよかったでしょうか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 マイナンバーカードの発行は、当初から発行は本人が選択できるということでしたが、マイナカードの発行を早期に進めたいがために、いろいろなポイントを国民にぶら下げて誘導し、あれもこれもとひもづけをし続けています。医療関係者からは、使い勝手が悪いし、全く他人の医療情報が提供される、違う人の医療情報が提供されるなど、マイナ保険証を実際に利用する人は僅かだと報道もされています。カードの発行や国民の思いを考えず様々なひもづけを勝手に進めていること、今後もっとひもづけする計画に反対ということで、この議案には反対します。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員　これ、罰則規定の項ずれの議案なので、税率改正とか国保の内容は関係ないので、反対する理由はありませんので、条例に対して賛成といたします。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員）　近藤委員。

○近藤ひろひで委員　議案59号、そもそもマイナンバーカードの改正云々とか、項ずれとかという話もありますので、単純な国保条例の、いわゆる一部改正と言いながらも項ずれなので、反対する理由がありません。よって、賛成といたします。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第59号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員）　賛成多数であります。よって、議案第59号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第60号　豊明市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について理事者の説明を求めます。

塚本長寿課長。

○長寿課長（塚本由佳君）　それでは、議案第60号　豊明市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターの人員配置基準が緩和されたことに伴い、必要があるからでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表にて御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第3条第1項の改正では、センターに置くべき常勤の職員について、豊明市地域包括支援センター運営部会が必要と認める場合には、常勤換算方法によることができることを追加しました。

次に、同条第2項として前項に定めております保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員など3職種を、複数圏域の第1号被保険者の数を合算し配置することを可能とする項を追加いたしました。

なお、附則として、この条例は令和6年10月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと基本的なことなんですけれども、この地域包括支援センターに配置される３職種、今言われました、勤務体系というのはどうなっておりますかね。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

塚本課長。

○長寿課長（塚本由佳君） 旧体制につきましては複数圏域でできないということでした、配置については変わっておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございますか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 今回の介護保険法施行規則の一部改正は、介護の専門職の人手不足により改正が行われたとのことですが、現在の豊明市においては、何か人手不足などの影響はありますか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

塚本課長。

○長寿課長（塚本由佳君） 豊明市の現在のところにつきましては、人員不足等はございません。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございますか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 本会議の説明で、運営部会で配置基準を緩めることを決定できるようにするということでしたが、市ではなく運営部会で決定はできるのでしょうか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

塚本課長。

○長寿課長（塚本由佳君） 運営部会で必要と認められないと、市で勝手にすることはできません。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございますか。

よろしいですか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 すいません、もう一つ、すいません。

豊明市では人手不足になるようなことはこれまではなかったということですが、この条例改正は必要なのかどうかということですね。

(それを今質疑しておるのやの声あり)

○浅井たかお委員 そうですね。分かりました。失礼しました。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） よろしいですか。

浅井委員、質問ですか。

○浅井たかお委員 必要かどうかという、質問は質問です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 質問ですね。質問ですね。

答弁願います。

塚本課長。

○長寿課長（塚本由佳君） 上位法が改正しておりますので、必要です。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 人員配置を緩和させる条例なんですけど、これによって自由に人数配置ができるようになってしまうということで、これから高齢化が進み、相談件数が増えると予想できるけれども、ただでさえ忙しい専門職ですが、配置を緩和することで、包括支援センターの質の低下につながると考えて、この緩和には反対します。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これ、上位法が改正されたために変える必要があるもので、賛成といたします。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第60号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 賛成多数であります。よって、議案第60号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第61号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

小野寺地域福祉課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 議案第61号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第4号）に係る本委員会所管分のうち、地域福祉課所管分を御説明いたします。

最初に、歳出予算を御説明させていただきます。補正予算書は10ページ、11ページをお開きください。

11ページ下段、3款1項1目の2 福祉推進事業は、物価高騰などの影響を受け、生活にお困りの方への生活支援に取り組むため、食品など生活支援を無償で行うための経費を計上したものです。右の説明欄に記載の通信運搬費は、対象世帯に対するこのたびの生活支援に係る案内通知のための郵便料となります。

次の生活困窮者緊急生活支援事業委託料は、生活支援のための食品などの調達、配送等の管理を委託により実施するための経費となります。

12ページ、13ページをお開きください。

13ページ上段中、3目の3 心身障害者事務事業の説明欄に記載の障害者福祉事務及び会計年度任用職員費用弁償は、会計年度任用職員のための必要な報酬及び旅費、いわゆる通勤手当であります。

13ページ最下段の3款3項1目の1 生活保護事業、説明欄に記載の電算関係委託料は、生活保護扶助基準改正に伴うシステム改修を行うための経費となります。

続いて、歳入予算を御説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

7ページ上段、14款2項2目の5 生活保護費補助金、説明欄に記載の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、先ほど歳出で御説明させていただきました13ページ最下段に記載の電算関係委託料198万円に対する国庫補助金となります。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 塚本長寿課長。

○長寿課長（塚本由佳君） それでは、長寿課所管分について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、補正予算書10ページ、11ページをお願いいたします。

3款1項2目 老人福祉費の右ページ、老人福祉事業説明欄、介護施設等整備事業費補助金4,810万5,000円は、市内の特別養護老人ホームにおいて、大規模修繕の際に併せてICTを導入する支援を行うための補助金でございます。

1枚おめくりいただき、13ページをお願いいたします。

介護保険特別会計繰出事業、説明欄、事務費繰出金132万2,000円の増額は、要介護認定調査員を1名増員するための報酬等の増額分を介護保険特別会計から支出する財源とするため、一般会計から繰り出しを行うものです。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、6ページ、7ページをお願いいたします。

下段、15款2項2目 民生費県補助金、説明欄、介護施設等整備事業費補助金4,810万5,000円は、先ほど歳出で御説明いたしました介護施設等整備事業費補助金の県の補助で、補助率は10分の10です。

それでは、4ページにお戻りください。第3表 債務負担行為補正の追加です。

上から4行目、介護施設等整備補助事業、限度額1億2,491万2,000円は、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画における地域密着型サービス事業所の整備に伴う補助事業です。小規模多機能型居宅介護施設、認知症グループホームや定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所など、整備事業者を本年度から募集するため、債務負担行為を行うものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 松村子育て支援課長。

○子育て支援課長（松村清子君） それでは、子育て支援課所管分につきまして、まず、歳出について御説明させていただきます。

それでは、補正予算書の12ページ、13ページを御覧ください。

中段の3款2項1目 児童福祉総務費、3、児童福祉事務事業316万6,000円は、説明欄、ひとり親家庭等自立支援給付金の利用申請の増加により増額させていただくものです。これは、独り親家庭の保護者の就職に有利な資格取得と経済的自立支援のための給付金に関するものでございます。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。6ページ、7ページを御覧ください。

上段の14款2項2目 民生費国庫補助金、3、児童福祉費補助金237万5,000円は、先ほど歳出で御説明いたしました、ひとり親家庭等自立支援給付金に4分の3充当されるものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 川原健康推進課長。

○健康推進課長（川原静恵君） それでは、健康推進課所管分につきまして、歳出にて御説明いたします。

補正予算書の14、15ページを御覧ください。

4款1項5目 保健センター運営費、1、保健センター運営事業50万円は、説明欄にあるとおり、保健センターの施設及び備品に係る修繕料を増額するものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 じゃ、10、11ページで、福祉推進事業の通信運搬費と同時に生活困窮者緊急生活支援事業委託料、これ、1,260万と9万7,000円、これ、まごころサポート便と聞いたんですが、内容、何世帯で幾らの品物を送るのか、ちょっとお願いします。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） 対象世帯数につきましては、現時点では650世帯を予定しているところでございます。

お届けする品物につきましては、前回のアンケート結果を踏まえ、食料品を中心にお届けをしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 関連で。

これ、今出されるということは、年末年始だと思うんですけども、いつぐらいに送る予定ですか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

小野寺課長。

○地域福祉課長（小野寺良夫君） これからいろんな事務を進めてまいります、年度内に3回配達をしたいというふうに考えております。できれば、11月から進められれば理想かなというふうに思っているところでございます。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

よろしいですか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 ページ数15ページの保健センター運営事業の、この50万に対してなんですけど、この50万は今何か見直すものというものがあるんでしょうか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） 当初経常経費で50万円を確保しておりましたが、急遽、空調だとかの故障がございまして、修繕費を使わせていただいております。後半、安心・安全な施設管理をするために、予算を増額させていただくものです。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 10、11ページの老人福祉費、介護施設等整備補助金4,810万、全額県費補助ということですけども、どこの施設の老健とか、どのような、ICTの装置と聞いたんですけども、内容を教えてください。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

塚本課長。

○長寿課長（塚本由佳君） 南部にある特別養護老人ホームでございます。機器としましては、見守りのためのセンサーやカメラでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 南部ということで、1つだけですか。県費補助がつくんですが、1つだけですか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 塚本課長。

○長寿課長（塚本由佳君） 1施設でございます。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 関連で。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ほかに特養というのはあるんですけども、どうしてこの1つだけしか応募されなかったのか。お願いします。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

塚本課長。

○長寿課長（塚本由佳君） こちらのほうはホームページ等、県のホームページ等で募集がされておまして、そちらのほうを見て事業者の方が判断されているというふうで考え

ております。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 13ページの民生費、児童福祉の事業の説明欄にあるひとり親家庭等自立支援給付金のこの316万6,000円なんですけれども、これは幾つの事業費が含まれていますか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） このひとり親家庭等自立支援給付金は実は4種類ございまして、その中の高等職業訓練促進給付金というものに、このたび複数の方が、年度末から年度初めにかけて利用申請をしていただいたというところにはなっております。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 この就職に有利な資格というのは、具体的にはどんな資格があるんですか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 主には国家資格でございますけれども、現在御申請いただいている、制度を御利用いただいている方の資格取得を目指しているものとしましては、美容師、看護師、保育士と、あと、国家資格ではないですが、ウェブクリエーターといった形になっております。以上です。様々な資格がございます。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかに。

一色委員。

○一色美智子委員 今のところなんですけど、これって通信教育でもいいんでしょうか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 通信でも認められているものがございます。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 この受講中、途中で受講をやめたりし、資格試験を受けなかった場合でも支給されるのでしょうか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） こちらが資格取得を目指すための講座のそういった支援と併せて、経済的支援、生活支援でございますので、受講されなくなった時点では支給が停止となりますが、その後、受験してもしなくても、何か返還を要求するというものではありません。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 例えば資格が取れなかった場合でも、交付はされるわけですか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君） 委員のおっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 詳しくは本会議で申し上げますが、生活困窮者への支援や保健センターの修繕、高齢者施設整備の補助金など、計画的ではない予算が見られるため反対します。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと待って。ちょっと待って。ちょっとゆっくりね。

まごころサポート便とか、今、先ほど言われた豊明苑への100%のICTの推進化とか、独り親世帯の自立支援など、市単独の支援とか、国や県の補助金を活用しながら、生活困窮の人の支援というのは最優先課題だと思います。これからもアンテナを高くして、国庫補助とか県費補助を活用しながら、このような世帯への支援をお願いして賛成といたします。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤ひろひで委員 いずれも必要な議案で、個人、また親子の方、それから、事業者の方に支援できる話なので、マイナスの要素は一切ありません。よって、もろ手を挙げて賛成といたします。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 今回の補正を見ても、国や県のものがよく使われているものとか、あとはもう反対する理由がないです。なので賛成とします。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第61号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 賛成多数であります。よって、議案第61号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第62号 令和6年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で近藤保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 今回の電算関係委託料は何のために、どんなメリットがあるのか、もう一度教えてください。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤医療課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） マイナンバーカードと保険証の一体化に対して必要な整備を進めるためのものでございます。マイナンバーカードと保険証の一体化につきましては、既に国のほうでマイナンバー法等の一部改正法が公布されており、政令の公布によ

って令和6年の12月2日、今年の12月2日より施行が既に決定しているものでございます。それに合わせて、市民に影響がないように、着々と準備を進めているための一環のものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今日、情報システム課のほうから説明があったんですけども、この自治体情報システム標準化の業務というのは、9課は一体でやって、あと特会のある部分は、後の議案にも関連するんですけれども、国保、介護、後期高齢者、課ごとに計上されるので、議案としてここは出たということよろしいですか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君） 理由としては2点ございます。

まず、今回上げさせていただいている債務負担ですが、内訳がございまして、1,870万円につきましては標準化移行に伴う対応業務の構築で、特別会計であることで分けてあるものでございます。もう一点の598万9,000円分が、こちらのほうが初期導入用メディアライセンスで、同様に国保特別会計のほうで用いるものでございますが、国のほうの補助金が2分の1、国保では特別につくことが分かっておりますので、併せて特会のほうで計上したものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 これも健康保険証が廃止されることによる下準備のためのシステム改修で、マイナンバーカード関連だということで、保険証はなくしてマイナンバーカードにひもづけることには反対なので、この補正予算にも反対します。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤ひろひで委員 先ほども申し上げました、マイナンバーはマイナンバー、国保特別会計補正ということで、それぞれ分けて議論しないと、全部マイナンバー、今度運転免許証とか、一々マイナンバーの反対の人は全部反対するののかということで。

詳しくは本会議で会派長が申し上げます。

(賛成か反対かの声あり)

(賛成ですの声あり)

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員、賛成討論。

ほかに討論はございませんか。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第62号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 賛成多数であります。よって、議案第62号は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第63号 令和6年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件につきましても、既に本会議で塚本長寿課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 債務負担行為のこの自治体情報システム標準化対応業務事業の968万円ですけど、窓口で改めてお聞きしたときに、介護保険料のコンビニ払いができるようになるということが全面的に説明がされたものですから、ほかに何か変わるところがあるかと思って、ちょっと疑問に思ったので教えてください。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

(委員長、ページ数を言ってもらうように言ってくださいの声あり)

○浅井たかお委員 すいません。4ページです。すいません、失礼しました。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 4ページの債務負担行為ですね。

答弁を願います。

塚本課長。

○長寿課長（塚本由佳君） 先ほど委員から御説明がありましたとおり、コンビニ収納の対応のものと、ほかに確定申告等で使われる障がい者の控除の認定書といったものの作成

等が含まれております。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 7、8 ページの介護認定調査員、これは132万2,000円か。これ、会計年度の、いつからいつまでで、どういう時間帯ですか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

塚本課長。

○長寿課長（塚本由佳君） 8時半から17時の間の7時間を、調査によって前後するものですから、時間をそういうふうにしております。期間としては、今回は半年分の計上をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（1人ですねの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 塚本課長。

○長寿課長（塚本由佳君） 1人です。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質疑はございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第63号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第64号 令和6年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件につきましても、既に本会議で近藤保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第64号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより、陳情の審査に入りますので、陳情と関係のない職員については自席待機としたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 御異議がありませんので、陳情と関係のない職員については自席待機とします。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

午前10時46分休憩

午前10時48分再開

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

それでは、陳情第8号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より、状況等で説明できることがあればお願いします。

中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村泰正君） 特にございません。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 陳情に死亡届が増えていると書いてありますけれども、過去5年間の死亡届の推移はどうなっているか、突然なのでちょっとなかなか分からないかもしれないですけど、分かれば教えてください。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 分かる範囲で答弁願います。

川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） 分かりません。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 これまでのコロナ禍の3年間で、新型コロナワクチン接種が原因と見られる突然死や副反応等での申立てはそれぞれ何件あったか、分かりますでしょうか。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） 令和5年度の実績につきましては、決算で御説明させていただいたとおり、相談件数は9件で、現時点で健康被害の給付制度の国のほうに進達しているケースとしては、全部で8件となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

浅井委員。

○浅井たかお委員 機会あるごとに、私、お聞きしていますけれども、ワクチン接種の副反応と認められて現在も治療中の方がいらしたら、人数を教えてください。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

川原課長。

○健康推進課長（川原静恵君） 副反応はごく、例えば腕の腫れだとか、発熱だとか、軽微なもの、軽微というか、うちの相談件数までつながってないケースはたくさんあるとは思いますが、現時点で救済制度の中で申請の上がっている方につきましては、治療が終わっている方も見えれば、継続して治療されている方も見えるということの認識でしております。

以上です。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

浅井委員。

○浅井たかお委員 通常、医薬品の安全性を確認、認可に至るまでには、動物による試験や公募等による人による臨床試験を経て、何年もかけて安全性を確認して、ようやく認可されて一般の人に投薬、接種がされます。しかし、新型コロナワクチンは出来たてワクチンを一般人に接種しています。ですから、とても不安で当然だと思います。接種後のアナフィラキシーショックで亡くなった方や、接種後に何らかの副反応が収まらない方も多数おられることも確かです。こういった情報は隠さず、公表すべきです。安全という情報ばかりではなく、リスクと効果の情報は平等に出すべきであり、陳情者の意見は賛同できます。

ただ、一方で、感染予防や重症化を防ぐということもあり、本人の判断で選択できるということもあるので、直ちに中止を求めるということでないと思いますので、しっかりリスクに関する情報も出すということをお願いして、この陳情に対しては趣旨採択といたします。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

青木副委員長。

○青木けんじ委員 こちらの陳情につきまして、不採択の立場で討論させていただきます。

一昨日、また本日も、ちょっとホームページのほうを見て、様々なこのワクチンに対するデータというか、情報が出ています。厚生労働省のほうにつきましても、現時点、必要かなと思われるものは出ておりましたので、様々な周知状況についてはされているなという思いがあります。また、その判断につきましても、各御本人の御自身の体質等も考えて、接種についても御案内がされておりますので、こちらにつきましては、特段取り上げる必要はないかなというところで、一番最後の部分の、国に対して定期接種中止を求めるというところが特に大きく問題かなと思いますので、個々の判断に委ねるべきことについて、この内容はふさわしくないと思いますので、不採択とさせていただきます。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 コロナワクチンの危険性とか接種禁止を求める人が一定数おられることは承知しておりますけれども、一方、ワクチンの接種によって重症化が防げたりする効果を、効果があるので、これ、ワクチン接種しているわけで、厚労省のほうの有効性や安全性を十分確保した上で接種が推奨されておって、国内外で実施された、これ、いきなり出したわけではなくて、研究などを重ねて、入院や死亡等の重症化を防ぐ、重症化予防効果も認められているという報告もありますので、どんな薬でも体に合わない人がおられるの

は確かです。陳情の事項に死亡数とか副反応を強調されておりますけども、国家や厚生労働省が有効性を評価して、判断して、接種に至っているのが現状なので、仮にコロナワクチンの接種を全面的に廃止して被害が拡大した場合、責任が取れるのかと、そういう対策がなく接種の廃止だけを求める意見書、先ほど副委員長が言われたように、接種の中止を求める意見書には賛成しかねますので、意見書の提出は不採択といたします。

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第8号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成ですか。趣旨採択の討論されましたよね。今賛成を諮っております。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 賛成者なしであります。

続いて、陳情第8号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） 賛成少数であります。よって、陳情第8号は採択、趣旨採択ともに賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

長時間にわたり御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午前10時55分閉会